

第7回農業委員会総会(令和6年10月18日)HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆さまおはようございます。

只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第7回農業委員会総会を開会致します。

それでは高久会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さんおはようございます。この秋は天候が不順でなかなか農作業も進まない状況にあつて、せっかく収穫した農作物が盗難にあうという事がありますので、皆さんも注意して管理をして頂きたいと思います。

さて、先日皆さんとご協議しました町に対する予算要望等について町長、議長に提出させて頂きました。要望については十分に調査検討していくということで、前向きなご返事を頂いております。

また、本日は午後、推進委員との合同研修会がありますので宜しくお願いします。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

7番・渡辺毅委員、8番・林武信委員の2名をご指名致します。

—報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可について—

議長

(高久 和司)

それでは、これより審議に入ります。

それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 (渡邊 達也)

それでは、2頁をお開きください。

報告第1号の1番につきましては、農地法第5条の規定による許可申請を令和6年9月20日の総会において許可相当とし、令和6年9月27日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、許可相当の答申がありましたので、同年10月1日付けで会長専決により許可したものです。

以上ご報告を申し上げます。

—議案第1号 那須農業振興地域整備計画の変更について—

議長 (高久 和司)

議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

それでは3頁をお開き下さい。議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」は、1番の1件でございます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和6年9月30日付けで那須町長から農業委員会に対し意見聴取があったものでございます。

編入が1件の計1件の農用地区域の変更申出書が提出されております。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農用地区域の変更申し出(編入)の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

1 (磯 由起子)

議案第1号の1番について調査の報告を申し上げます。

変更区分:編入 大字豊原乙〇〇 計××筆

用途区分:台帳 山林、畑、田 現況 畑、田

面積:合計××㎡

申出者:豊原乙〇〇 Aさん

変更理由:恒久的農地利用 (土地所有者 Aさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

総合意見: 申請者は家族のいろいろな事情から、現在一人暮らしでございます。年齢も80歳になり後継者もおらず、農地を持っても耕作できないため全てを手放したいとの事でございます。今まで耕作してくれた方との売買にも農業振興地域に変更しなければならず、やむを得ない申請と見て参りました。

10月15日に3班で確認して頂きました。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺いします。
2	(和知 伸子) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますので、お諮り致します。 「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(編入)の1番について、承認する事にご異議はございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、承認する事に決定致します。
	—議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—
議長	(高久 和司) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 5頁をお開き下さい。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番、2番の2件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願い致します。
5	(大平 康市)

議案第2号番号1について調査の報告を致します。

(貸人) 寺子乙〇〇 Bさん

(借人) 日光市〇〇 C株式会社 取締役社長 Dさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第2種

転用の事由:借人は楽天モバイルの無線基地局を建設するにあたり、申請地を工事用仮設用地として一時転用したい

使用貸借権の設定 期間:許可の日から6ヶ月

転用の概要:工事用仮設用地 ××㎡

資金計画:材料費 ××円 整地費 ××円 その他 ××円

計 ××円 全額自己資金

総合意見: 借人は楽天モバイルの基地局を建設する為、進入路として一時転用するということで、やむを得ない申請であると思われます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願いします。

6 (室井 廣美)

議案第2号番号2について調査の報告を致します。

(賃貸人) 寺子丙〇〇 Eさん

(賃借人) 寺子丙〇〇 F公民館建設準備委員会 委員長 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りです。

農地区分:第2種

転用の事由:老朽化した公民館の建て替えを従前から計画しており、現在の敷地では住民が集まるには駐車場も手狭な為、申請地を新築の公民館用地に転用したい
 賃借権の設定 期間:許可の日から20年間
 転用の概要:公民館面積 ××㎡ 残地 駐車場等
 資金計画:年間敷地賃借費 ××円 土地造成費 ××円
 建築費 ××円 計 ××円 全額自己資金
 総合意見: 現在の公民館は老朽化していて駐車場も2、3台分の面積しかなく住民が集まるには手狭なため、以前より建て替の計画がありました。今回の申請地は現公民館の隣になります。公民館を新築して地域の交流活性化にもつながります。
 転用はやむを得ない申請と見て参りました。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「非農地証明願」についてを議題と致します。
 事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

7頁をお開き下さい。

議案第3号につきましては、「非農地証明願について」1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の林武信委員、調査の報告をお願いします。

8 (林 武信)

議案第3号番号1について、調査報告を致します。

(願出人)大田原市〇〇 相続財産管理人 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:亡I氏相続財産

利用状況:20年以上前から原野化している、もしくは宅地の一部と化しており、現在に至る

総合意見: 申請地は亡I氏が昭和61年に死亡後、相続人不存在で相続財産管理人が管理しております。当該農地は20年以上前から原野化あるいは宅地の一部と化しており、正しく非農地として確認して参りました。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)

担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。

次に2番について、担当委員の林武信委員、調査の報告をお願いします。

8 (林 武信)

議案第3号番号2について、調査の報告を致します。

(願出人)那須塩原市〇〇 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Jさん

利用状況:平成10年にキャンプ場を開業した際に、当該施設の進入路として利用を開始し、現在に至る

総合意見: 申請地は、平成10年にキャンプ場を開設以来20年以上前より進入路として利用しており、まさに非農地として確認して参りました。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。

一議案第4号 農用地利用集積計画の要請について一

議長 (高久 和司)

議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)

9頁をお開き下さい。

議案第4号「農用地利用集積計画の要請」について、1番から3番までの3件についてご説明致します。

1番

設定者:Kさん

被設定者:株式会社L

土地の所在:寺子乙 合計××筆

地目:田

面積:合計××㎡
利用権の種類:賃借権
内容:田
設定期間:令和6年12月1日～令和16年11月30日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
新規設定

2番

設定者:Mさん
被設定者:Nさん
土地の所在:高久乙 合計××筆
地目:田
面積:合計××㎡
利用権の種類:賃借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
再設定

3番

設定者:公益財団法人 O農業振興公社 理事長 Pさん
被設定者:Qさん
土地の所在:横岡 計××筆
地目:田、普通畑
面積:合計××㎡
利用権の種類:所有権
内容:普通畑
所有権移転の時期:令和6年11月8日
対価:××円

以上ご報告致します。
よろしくご審議の程お願い申し上げて説明を終わります。

議長

(高久 和司)
事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)
質問なしの声がございますのでお諮り致します。
「農用地利用集積計画の要請について」1番から3番を要請することにご異議ございませんか。

全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、要請する事に決定致します。 これをもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和6年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。